

●香川県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年12月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺佐野線（8号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市大野原町萩原字池下 723番1地先 観音寺市大野原町萩原字池下 729番9地先まで	10.4~13.5	164	平成26年香川県告示第313号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和元年12月6日